

第 6 5 号 議 案

東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提 案 理 由)

この案は、議員の議員報酬の額を改定する等のため提出します。

東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月台東区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「及び12月」を削り、「100分の165」の次に「、12月に支給する場合には100分の175」を加える。

別表議長の項中「914,000円」を「919,000円」に改め、同表副議長の項中「785,000円」を「789,000円」に改め、同表委員長の項中「651,000円」を「654,000円」に改め、同表副委員長の項中「623,000円」を「626,000円」に改め、同表議員の項中「601,000円」を「604,000円」に改める。

第2条 東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「に支給する場合には100分の165、」を「及び」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第 1 条の規定(第 8 条第 2 項の改正規定を除く。)による
改正後の東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関
する条例の規定 平成 2 9 年 4 月 1 日

(2) 第 1 条の規定(第 8 条第 2 項の改正規定に限る。)による
改正後の東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関
する条例の規定 平成 2 9 年 1 2 月 1 日

(議員報酬の内払)

3 第 1 条の規定による改正後の東京都台東区議会議員の議員報酬
及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)
の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前
の東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
の規定に基づいて支給された議員報酬は、改正後の条例の規定
による議員報酬の内払とみなす。